

越 監 公 表 第 1 6 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成31年1月21日付け越監第171号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

監査の結果に係る措置について

総務部

【指摘事項】
<支出事務> (1) 委託契約において、委託料の支払金額に誤りのあるものがあった。 委託料の執行状況を確認したところ、受託者から提出された請求書の請求金額に誤りがあったが、記載された金額で支払処理をしたため委託料が過大に執行されていたものである。(安全衛生管理課)
【措置等の内容】 ご指摘の件につきましては、受託者から提出された職員健康相談等業務委託契約の完了報告書(平成30年6月分)に誤りがあったことを見落として確認書を交付したことから、受託者に誤った金額で請求させることになり、委託料を過大に執行してしまっただけです。 本件においては、完了報告書と業務の詳細が記されている健康相談等結果報告書の内容に相違があったものですが、これら関係書類の確認が不十分であったことが原因であると認識しております。 今般の過払いにつきましては、速やかに修正処理を行い、平成30年11月に受託者から戻入を受けました。 今後は、複数人で完了報告書の内容を十分に確認するとともに、受託者との連絡調整を密にするなど、再発防止策を徹底してまいります。

越 監 公 表 第 1 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、選挙管理委員会委員長から平成31年1月21日付け越監第171号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成31年3月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

監査の結果に係る措置について

選挙管理委員会事務局

【指摘事項】
<支出事務> (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたものである。
【措置等の内容】
ご指摘いただいたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成30年12月支給分で精算を完了いたしました。 今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づく適正な申請処理を執行するよう、職員に対し周知徹底を図りました。